

川崎市生涯学習プラザ Wi-Fi 利用規則

(目的及び承諾)

第1条 本規則は、公益財団法人川崎市生涯学習財団（以下「本財団」という。）が川崎市生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）を利用する者の利便性の向上を図ることを目的として整備した Wi-Fi サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

2 本サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、本利用規則を承諾したものとみなす。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスの提供事業者は(株)USEN である。利用規約や注意事項は提供事業者の HP 等で確認すること。

2 利用者は、本サービスの利用可能エリアにおいて、利用者が用意した Wi-Fi 接続機能を有する通信機器を用いて、本サービスを利用してインターネットに接続をすることができる。

3 本サービスの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、利用者の負担とする。

(利用条件)

第3条 利用者は、本サービスの利用に際し次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 本サービスに接続できる Wi-Fi 機能及び Web ブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

2 本サービスを利用するために接続する SSID は「+USEN_Free_WiFi」とする。

3 本サービスの利用可能時間は 60 分（1 日に何度でも再接続可能）とする。

4 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

5 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

6 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

7 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

8 その他の利用方法については、プラザ職員の指示に従うものとする。

(利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスが利用可能な場所はプラザ会議室とする。ただし、電波の届くエリアでの利用は妨げない。利用時間はプラザの開館時間内とする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他人への誹謗中傷、名誉もしくは信用を損ずる使用行為
- (2) 犯罪的行為、又はこれを誘発・扇動する使用行為
- (3) 他人の知的財産やその他の権利を侵害、もしくは侵害の恐れのある使用行為
- (4) 他人のプライバシー・肖像権・財産を侵害、もしくは侵害の恐れのある行為
- (5) 他人になりすましての利用や有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (6) 不特定多数の者に対し、本人の同意を得ることなく商業的宣伝や勧誘の電子メールを送信する使用行為
- (7) 第三者の電気通信設備の利用・運営に支障を与える使用行為
- (8) その他公序良俗に違反、又は他人の権利を著しく侵害する使用行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、本財団は一切の責任を負わないものとする。

(運用の変更又は中止)

第6条 本サービスは、システムやネットワークの障害又はメンテナンスその他の理由により、予告なく変更又は中止できるものとする。

2 本サービスの運用の変更又は中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本財団は一切の責めを負わないものとする。

(免責)

第7条 本財団は、本サービスの利用に関連して利用者が生じた損害および利用者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じたトラブルに関して、一切責任を負わないものとする。

2 本財団は、本サービスの利用によって得られる情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性を管理及び保証せず、いかなる責任も負わないものとする。

(規則の変更)

第8条 本財団は、利用者の承諾なしに、この規則を変更することができる。

附 則 本規則は、令和2年9月1日から施行する。